

計算書類に関する注記（法人全体）

1、継続事業の前提に関する注記

該当なし

2、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 定額法（残存価額0円）によっている。

リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を0円とする定額法によっている。但し、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

3、重要な会計方針の変更

該当無し

4、法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

5、法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体の計算書類 第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式

(2) 事業区分別内訳表 第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式

(3) 拠点区分別内訳表

社会福祉事業 第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式

公益事業 第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式

収益事業 当法人では、収益事業区分を設けていないため作成していない。

(4) 各拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

事業区分	拠点区分	サービス区分
社会福祉事業	法人運営事業	
	町補助事業	住宅改良助成事業
		ボランティア事業
	町受託事業	小地域ネットワーク事業
		訪問給食事業
		地域住民支援事業
		ふるさと福祉事業
		成年後見支援事業
		生活支援体制整備事業
アウトリーチ支援事業		

事業区分	拠点区分	サービス区分
社会福祉事業	町受託事業	参加支援事業
		多機関協働事業
		新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援事業
	資金貸付事業	資金貸付事業
		生活福祉資金貸付事業
	日常生活支援事業	法人後見事業
		福祉サービス利用援助事業
	基金運営事業	福祉活動積立事業
		経営安定化基金事業
		地域福祉基金事業
		人材育成基金事業
	特別養護老人ホームみろく苑 (小規模型)	介護老人福祉施設事業
		短期入所生活介護事業
		障害者自立支援事業
	特別養護老人ホームみろく苑 (地域密着型)	介護老人福祉施設事業
	特別養護老人ホームとびのこ苑 (小規模型)	介護老人福祉施設事業
		短期入所生活介護事業
		障害者自立支援事業
	特別養護老人ホームとびのこ苑 (地域密着型)	介護老人福祉施設事業
吉賀町ホームヘルパーステーション	訪問介護事業	
	障害者自立支援事業	
六日市デイサービスセンター	通所介護事業	
七日市デイサービスセンター	地域密着型通所介護事業	
柿木村デイサービスセンター	通所介護事業	
グループホームあさくら	共同生活援助事業	
	通所介護事業	
吉賀町ケアマネセンター		
就労継続支援B型事業所 アスノワ	就労継続支援(障害福祉)	
吉賀町訪問看護ステーション	訪問看護事業(介護保険)	
	訪問看護事業(医療保険)	
移送事業		
吉賀町シルバー人材センター	吉賀町シルバー人材センター	
	祭壇貸出事業	
吉賀町地域包括支援センター	地域包括支援センター運営事業	
	介護予防事業	
	介護予防支援事業	
	特定相談支援事業	
町受託事業(公益)	自立相談支援事業	
	就労準備支援事業	
	家計改善支援事業	
福祉センター管理運営事業		

6、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	11,468,814円	0円	0円	11,468,814円
建物	357,643,133円	6,642,966円	22,365,167円	341,920,932円
定期預金	10,000,000円	0円	0円	10,000,000円
合計	379,111,947円	6,642,966円	22,365,167円	363,389,746円

7、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8、担保に供している資産
該当なし

9、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	811,714,691円	469,793,759円	341,920,932円
小計	811,714,691円	469,793,759円	341,920,932円
その他の固定資産			
建物	3,368,765円	1,725,539円	1,643,226円
構築物	29,767,015円	29,225,255円	541,760円
車輛運搬具	41,964,555円	37,938,656円	4,025,899円
器具及び備品	101,780,359円	73,304,474円	28,475,885円
有形リース資産	31,762,560円	19,792,440円	11,970,120円
小計	208,643,254円	161,986,364円	46,656,890円
合計	1,020,357,945円	631,780,123円	388,577,822円

10、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益は以下のとおりである。
西中国信用金庫への出資金110,000円を保有している

11、関連当事者との取引の内容

該当なし

12、重要な偶発債務

該当なし

13、重要な後発事象

該当なし

14、合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

15、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（法人運営）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 定額法（残存価額0円）によっている。

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

（1）社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））は省略している。

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	60,682円	0円	0円	60,682円
基本財産特定預金	10,000,000円	0円	0円	10,000,000円
合計	10,060,682円	0円	0円	10,060,682円

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	213,000円	212,999円	1円
車両運搬具	3,282,400円	3,282,397円	3円
器具及び備品	4,141,184円	2,827,748円	1,313,436円
小計	7,636,584円	6,323,144円	1,313,440円
合計	7,636,584円	6,323,144円	1,313,440円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益は以下のとおりである。

西中国信用金庫への出資金110,000円を保有している

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（町補助事業）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

該当なし

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

該当なし

4、拠点が作成する計算書類等とサービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第1号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

住宅改良助成事業

ボランティア事業

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙4（Ⅹ））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	674,000円	375,096円	298,904円
小計	674,000円	375,096円	298,904円
合計	674,000円	375,096円	298,904円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益
該当なし

10、関連当事者との取引の内容
該当なし

11、重要な偶発債務
該当なし

12、重要な後発事象
該当なし

13、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

以上

計算書類に関する注記（町受託事業）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	該当なし
無形固定資産	該当なし
リース資産	該当なし

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

（4）消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

（1）社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等とサービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉠））

小地域ネットワーク事業
訪問給食事業
地域住民支援事業
ふるさと福祉事業
成年後見支援事業
生活支援体制整備事業
アウトリーチ支援事業
参加支援事業
新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援事業

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（㉠））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輜運搬具	1,300,000円	86,666円	1,213,334円
小計	1,300,000円	86,666円	1,213,334円
合計	1,300,000円	86,666円	1,213,334円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益
該当なし

10、重要な後発事象
該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

以上

計算書類に関する注記（資金貸付事業）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 該当なし

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

該当なし

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

該当なし

4、拠点が作成する計算書類等とサービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙（⑪））

資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（⑩））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資

産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

以上

計算書類に関する注記（日常生活支援事業）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

該当なし

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

該当なし

4、拠点が作成する計算書類等とサービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙（⑪））

法人後見事業

福祉サービス利用援助事業

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙（⑩））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	150,480円	27,224円	123,256円
小計	150,480円	27,224円	123,256円
合計	150,480円	27,224円	123,256円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（基金運営事業）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

該当なし

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

該当なし

4、拠点が作成する計算書類等とサービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙（⑪））

福祉活動積立事業

経営安定化基金事業

地域福祉事業基金事業

人材育成基金事業

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（⑩））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	721,800円	121,799円	600,001円
小計	721,800円	121,799円	600,001円
合計	721,800円	121,799円	600,001円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（特別養護老人ホームみろく苑 小規模型）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 定額法（残存価額0円）によっている。

リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を0円とする定額法によっている。但し、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙（㉑））

介護老人福祉施設事業

短期入所生活介護事業

障害者自立支援事業

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙（㉒））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	277,034,617円	0円	17,414,332円	259,620,285円
合計	277,034,617円	0円	17,414,332円	259,620,285円

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	590,982,081円	331,361,796円	259,620,285円
小計	590,982,081円	331,361,796円	259,620,285円
その他の固定資産			
建物	760,348円	760,346円	2円
構築物	23,999,871円	23,999,865円	6円
車輛運搬具	5,580,000円	5,505,832円	74,168円
器具及び備品	53,873,279円	42,775,383円	11,097,896円
有形リース資産	6,696,732円	797,230円	5,899,502円
小計	90,910,230円	73,838,656円	17,071,574円
合計	681,892,311円	405,200,452円	276,691,859円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（特別養護老人ホームみろく苑 地域密着型）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を0円とする定額法によっている。但し、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙（㉑））は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙（㉒））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	73,231,606円	6,017,396円	3,695,014円	75,553,988円
合計	73,231,606円	6,017,396円	3,695,014円	75,553,988円

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	177,001,045円	101,447,057円	75,553,988円
小計	177,001,045円	101,447,057円	75,553,988円
その他の固定資産			
建物	1,425,600円	355,449円	1,070,151円
構築物	3,803,211円	3,536,017円	267,194円
器具及び備品	3,298,384円	1,609,965円	1,688,419円
リース資産	3,605,868円	429,270円	3,176,598円
小計	12,133,063円	5,930,701円	6,202,362円
合計	189,134,108円	107,377,758円	81,756,350円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（特別養護老人ホームとびのこ苑 小規模型）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

（1）社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分資金事業活動明細書（別紙（⑪））

介護老人福祉施設事業

短期入所生活介護事業

障害者自立支援事業

（3）拠点区分事業資金収支明細書（別紙（⑩））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	13,520,747円	10,850,651円	2,670,096円
小計	13,520,747円	10,850,651円	2,670,096円
合計	13,520,747円	w	2,670,096円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益
該当なし

10、重要な後発事象
該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

以上

計算書類に関する注記（特別養護老人ホームとびのこ苑 地域密着型）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分資事業活動明細書（別紙（㉑））は省略している。

(3) 拠点区分事資金収支明細書（別紙（㉒））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	6,123,341円	3,687,515円	2,435,826円
小計	6,123,341円	3,687,515円	2,435,826円
合計	6,123,341円	3,687,515円	2,435,826円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象
該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

以上

計算書類に関する注記（吉賀町ホームヘルパーステーション）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

徴収不能引当金 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

（4）消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

（1）社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙（⑪））

訪問介護事業

障害者自立支援事業

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（⑩））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輜運搬具	3,884,345円	3,884,341円	4円
器具及び備品	306,680円	218,655円	88,025円
小計	4,191,025円	4,102,996円	88,029円
合計	4,191,025円	4,102,996円	88,029円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（六日市デイサービスセンター）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

（4）消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

（1）社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙（㉪））は省略している。

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（㉩））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	616,000円	42,929円	573,071円
車輛運搬具	12,212,380円	12,212,375円	5円
器具及び備品	1,063,690円	686,993円	376,697円
小計	13,892,070円	12,942,297円	949,773円
合計	13,892,070円	12,942,297円	949,773円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（七日市デイサービスセンター）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を0円とする定額法によっている。但し、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

（1）社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙（㉪））は省略している。

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（㉩））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輜運搬具	1,965,630円	1,965,628円	2円
器具及び備品	720,964円	720,958円	6円
有形リース資産	3,451,800円	1,956,020円	1,495,780円
小計	6,138,394円	4,642,606円	1,495,788円
合計	6,138,394円	4,642,606円	1,495,788円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（柿木村デイサービスセンター）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を0円とする定額法によっている。但し、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙（⑪））は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙（⑩））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輜運搬具	5,108,230円	3,984,413円	1,123,817円
器具及び備品	917,980円	751,482円	166,498円
有形リース資産	9,475,200円	9,340,200円	135,000円
小計	15,501,410円	14,076,095円	1,425,315円
合計	15,501,410円	14,076,095円	1,425,315円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（グループホームあさくら）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙（⑪））

共同生活援助事業

通所介護事業

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙（⑩））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	11,408,132円	0円	0円	11,408,132円
建物	7,376,910円	625,570円	1,255,821円	6,746,659円
合計	18,785,042円	625,570円	1,255,821円	18,154,791円

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	43,731,565円	36,984,906円	6,746,659円
小計	43,731,565円	36,984,906円	6,746,659円
その他の固定資産			
建物	353,817円	353,816円	1円
構築物	1,963,933円	1,689,373円	274,560円
器具及び備品	4,617,046円	2,344,008円	2,273,038円
小計	6,934,796円	4,387,197円	2,547,599円
合計	50,666,361円	41,372,103円	9,294,258円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（吉賀町ケアマネセンター）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 定額法（残存価額0円）によっている。

リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙（㉑））は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙（㉒））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輜運搬具	4,457,680円	2,843,119円	1,614,561円
器具及び備品	32,050円	32,049円	1円
小計	4,489,730円	2,875,168円	1,614,562円
合計	4,489,730円	2,875,168円	1,614,562円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（就労継続支援B型事業所アスノワ）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を0円とする定額法によっている。但し、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙（㉑））は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙（㉒））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	234,560円	234,559円	1円
器具及び備品	2,709,300円	1,135,656円	1,573,644円
有形リース資産	8,532,960円	7,269,720円	1,263,240円

小計	11,476,820円	8,639,935円	2,836,885円
合計	11,476,820円	8,639,935円	2,836,885円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益
該当なし

10、重要な後発事象
該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

以上

計算書類に関する注記（吉賀町訪問看護ステーション）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

（1）社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙（⑪））

訪問看護事業（介護保険）

訪問看護事業（医療保険）

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（⑩））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輜運搬具	2,904,014円	2,904,011円	3円
器具及び備品	598,180円	297,178円	301,002円
小計	3,502,194円	0円	301,005円
合計	3,502,194円	0円	301,005円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（移送事業）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 該当なし

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

該当なし

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

該当なし

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙（㉑））は省略している。

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（㉒））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

該当なし

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（シルバー人材センター）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

該当なし

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙（㉑））は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙（㉒））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	2,374,300円	614,273円	1,760,027円
小計	2,374,300円	614,273円	1,760,027円
合計	2,374,300円	614,273円	1,760,027円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象
該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

以上

計算書類に関する注記（吉賀町地域包括支援センター）

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

（4）消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

（1）社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙（⑪））

介護予防支援事業

特定相談支援事業

地域包括支援センター事業

介護予防事業

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（⑩））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輜運搬具	1,035,316円	1,035,315円	1円
器具及び備品	2,303,660円	1,704,649円	599,011円
小計	3,338,976円	2,739,964円	599,012円
合計	3,338,976円	2,739,964円	599,012円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上

計算書類に関する注記（町受託事業（公益））

1、重要な会計方針

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

（4）消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

（1）社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当金共済制度に加入している。

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

（1）拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

（2）拠点区分事業活動明細書（別紙（㉑））

自立相談支援事業

就労準備支援事業

家計改善支援事業

（3）拠点区分資金収支明細書（別紙（㉒））

上記に同じ

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	671,330円	483,556円	187,774円
小計	671,330円	483,556円	187,774円
合計	671,330円	483,556円	187,774円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益
該当なし

10、重要な後発事象
該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

以上

計算書類に関する注記（福祉センター管理運営事業）

1、重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

無形固定資産 該当なし

リース資産 該当なし

(3) 引当金の計上基準

該当なし

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

該当なし

4、拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 拠点区分の計算書類 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙（⑪））は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙（⑩））は省略している。

5、基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は以下のとおりである。

種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	2,961,964円	2,039,636円	922,328円
小計	2,961,964円	2,039,636円	922,328円
合計	2,961,964円	2,039,636円	922,328円

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、その他、社会福祉法人の資金収支および純資産の増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上